

別表

登録部門及び希望業務	測量業務		建築関係建設コンサルタント業務										土木関係建設コンサルタント業務													補償関係コンサルタント業務					その他の業務							
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	調査	建設コンサルタント													補償コンサルタント											
														河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算		建設環境	機械	電気電子	廃棄物	交通量調査	環境調査	経済調査

注意事項

- 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することができません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することができません。